

別添

自然環境整備計画 【平成28年度～令和2年度】

ミエケン
三重県

平成27年12月策定
平成28年12月変更
平成29年12月変更
平成30年12月変更
令和元年12月変更
令和2年12月変更

自然環境整備計画の目標、計画期間及び整備方針

都道府県名	三重県	個別地域	三重県(鈴鹿国定公園、室生赤目青山国定公園、東海自然歩道、近畿自然歩道)
計画期間	平成 28 年度 ~ 令和 2 年度		

目標

- 鈴鹿国定公園、室生赤目青山国定公園内の園地や公衆便所の再整備により、国定公園内の景観の改善を図る。
- 東海自然歩道、近畿自然歩道を再整備し、自然とのふれあいの場としての機能を確保する。
- 情報提供を適確に行い、自然公園施設の利用推進を図る。

目標設定の根拠

個別地域の現状

- ・鈴鹿国定公園は、三重県と滋賀県の境界を南北に走る、延長約50km、幅約10kmの鈴鹿山脈一帯に広がる山岳公園で、昭和43年7月22日に指定されている。鈴鹿山脈は、御在所岳(1,212m)、雨乞岳(1,238m)など、標高1,000m前後の連峰で、東に伊勢平野と伊勢湾、西に近江盆地と琵琶湖が望め、岩頭には国の特別天然記念物モミカガ生息している。連峰から流れる河川は景観美に優れており、宇賀・朝明・宮妻などの渓谷は素晴らしい、美しい高山植物の群落も見られる。また、伊勢湾側の断層崖下には温泉が湧出し、県北部の観光拠点としても重要な地域であり、それらを結ぶように東海自然歩道が整備されている。当該公園の施設は、昭和50年代から県が継続的に整備を行っており、愛知圏、大阪圏に近く、車で1~2時間程度と利便性に優れているため、多くの利用者が新規施設の要望や老朽化に伴う立替え等の要望を寄せられている。
- ・室生赤目青山国定公園は、三重県と奈良県の県境にまたがり、大和高原南部地区(貝ヶ平山、額井岳)、室生火山群地域(俱留尊山、鎌岳、赤目渓谷)、高見山地(三峰山、高見山)、青山高原の四地域に大別され、各地域ごとにそれぞれ地形地質学的に特異な景観をなしている公園で、昭和45年12月28日に指定されている。当該公園には、室生寺・大野寺・奥山愛宕神社・北畠神社・戒長寺などの古社寺が多く、歴史的文化財に恵まれ、それらを結ぶように東海自然歩道も整備されている。また、室生火山群地域の赤目渓谷は、赤目四十八滝と呼ばれる多数の滝があり、「日本の滝百選」や「森林浴の森百選」に選ばれた神秘的な自然が多く、国の特別天然記念物オオサンショウウオの生息地としても有名である。青山高原は、標高842mの笠取山を中心とした標高700~800mの草原が、南北約10kmにわたって広がっている。青山高原三角点付近から北東方向に約147ヘクタールの県有ふるさと公園があり、昭和54年度から昭和60年度にかけて園路・駐車場・公衆便所等の整備を行っている。当該公園の施設は、昭和50年代から県が継続的に整備を行っており、愛知圏、大阪圏に近く、車で1~2時間程度と利便性に優れているため、多くの利用者が新規施設の要望や老朽化に伴う立替え等の要望が多い。
- ・三重県内の東海自然歩道は、北は養老山地の川原越えにはじまり、鈴鹿山脈の東麓を南下、安楽越え、鈴鹿峠、旧東海道を経て余野公園に至り、さらに布引山地、青山高原、俱留尊高原、龜山峠へと続く全長197キロメートルの歩道である。この歩道は、豊富な自然と貴重な歴史を伝える文化財や旧街道を尋ねるなど、自然の中で歩ける自然歩道を昭和45年度から昭和49年度にかけて整備をしているが、長年の豪雨等により路体・路面が崩落し通行に危険が生じている箇所が点在している。
- ・三重県内の近畿自然歩道は、津市美杉町の東海自然歩道から分岐し、旧伊勢本街道にて飼坂峠を越え、松阪市内の旧和歌山街道へ至り、伊勢志摩地域・奥伊勢地域・東紀州地域・松阪地域へ向かう3路線へと分岐する全長606キロメートルの歩道である。伊勢志摩は松阪城下町から伊勢神宮また「潮騒」舞台である神島と文化に触れることができる。また安乗灯台、大峰灯台・御慶白浜など熊野灘を望みながら自然を体験できる。松阪地域は旧和歌山街道から三峰山、高見山へと続き、途中中央構造線を歩くことができ、奥伊勢地域から東紀州地域は、山あいの古寺や熊野古道を訪ねることができる。このように近畿自然歩道は歴史、文化、自然を体験できる路線となっている。主に平成9年度から平成13年度にかけて整備されているが、整備を約15年を経ていることから老朽化等による施設の損傷が確認されている。

課題

- ・自然とのふれあいを促進するためには、拠点となる施設の魅力を高め、安全で快適に利用できる施設の整備を行うとともに、利用者への適確な情報の提供を進める必要がある。
- ・自然公園等の利活用を通じて自然への意識向上を図るため、自然環境の保全に考慮した施設整備を進めていく必要がある。
- ・東海自然歩道や近畿自然歩道は、自然を楽しみながら、景勝地や歴史文化等を触れることができ、また各自然公園を繋ぐ唯一の歩道であることから、自然とふれあう場以外にも地域の活性化を担う施設として利用者が安全安心に利用できるよう、歩道等の危険箇所の解消を図る必要がある。

個別地域の整備方針

方針に沿った主要な事業	
・景観の向上	○鈴鹿国定公園 東海自然歩道整備事業
○老朽化等により利用者のニーズに対応できなくなった施設や周囲の自然景観にそぐわない施設等については撤去し、新に自然景観に配慮した施設に再整備する。	○室生赤目青山国定公園 東海自然歩道整備事業
○施工に際しては、地域の生活や文化を踏まえ、自然景観に配慮した外観やデザイン等とし、構造は木製構造を主とする。 ○長距離自然歩道は、自然の景勝地や名所旧跡等を結ぶ山道が多く、老朽化の著しい案内看板や標識等の施設についても改修していく。	○長距離自然歩道 東海自然歩道整備事業、近畿自然歩道整備事業
・自然とふれあう場としての機能強化	○鈴鹿国定公園 東海自然歩道整備事業、藤原岳登山線整備事業
○自然をふれあう場として必要な施設の整備や改修を行う。 ○東海自然歩道において台風等により被災した施設や危険性の高い施設については、路線の変更と変更に伴う整備を行う。 ○国定公園施設また長距離自然歩道については、老朽化または被災した施設の復旧や利便性を高めるための付帯施設等を整備する。	○室生赤目青山国定公園 青山高原園地整備事業、香落渓園地整備事業、東海自然歩道整備事業 ○長距離自然歩道 東海自然歩道整備事業、近畿自然歩道整備事業

目標を定量化する指標

指標	単位	定義	調査等の方法	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
1. 国定公園利用者の満足度	%	人と自然のふれあいの場の整備状況に関する利用者の満足度	アンケート調査	景観の改善に対応する指標とし、利用者の満足度の向上を目指す。【みえ県民ビジョン第2次行動計画(H28~)】	70%	平成27年度	80%	令和2年度
2. 国定公園の利用者数	人／年	鈴鹿・室生赤目青山国定公園の利用者数	入込客数推計書を活用して推定数を算出	国定公園における多様な利用の推進を指標とし、県内人口が減少しているなか、現行の利用者数の維持を目指す。	3,718千人	平成27年度	3,959千人	令和2年度

その他必要な事項

交付対象事業等一覧表(1)

(金額の単位は千円)

交付対象事業費	97,290	交付限度額	43,778
---------	--------	-------	--------

I 交付対象事業

1 国定公園に係る事業(生態系維持回復事業を含む)

番号	公園名	事業名	事業箇所	事業主体	(参考)全体事業費	(参考)全体事業期間 開始年度 終了年度	交付対象事業費	(参考)うち都道府県費	(参考)うち市町村費	(参考)交付対象事業費の年次配分					
										1年目(28年度)	2年目(29年度)	3年目(30年度)	4年目(31年度)	5年目(2年度)	
1-3	鈴鹿国定公園	東海自然歩道整備事業	菰野町(こものちょう)	三重県	20,000	H30 R2	20,000	11,000					3,000		17,000
1-4	鈴鹿国定公園	東海自然歩道整備事業	亀山市(かめやまし)	三重県	1,512	R2	R2	1,512	832						1,512
1-5	室生赤目青山国定公園	東海自然歩道整備事業	伊賀市(いがし)	三重県	1,800	R2	R2	1,800	990						1,800
1-6	室生赤目青山国定公園	青山高原園地整備事業	伊賀市(いがし)	三重県	9,630	R2	R2	9,530	5,242						9,530
1-7	室生赤目青山国定公園	東海自然歩道整備事業	伊賀市(いがし)	三重県	1,200	R2	R2	1,200	660						1,200
1-8	鈴鹿国定公園	東海自然歩道整備事業	鈴鹿市(すずかし)	三重県	280	R2	R2	280	154						280
1-9	室生赤目青山国定公園	東海自然歩道整備事業	伊賀市(いがし)	三重県	5,300	H30	H30	5,300	2,915					5,300	
1-10	室生赤目青山国定公園	香落渓園地整備事業	名張市(なばりし)	三重県	1,400	H30	H30	1,400	770						1,400
1-11	鈴鹿国定公園	藤原岳登山線整備事業	いなべ市	三重県	4,100	R2	R2	4,100	2,255						4,100
					45,122			45,122	24,818	0	0	0	8,300	0	36,822

2 国指定鳥獣保護区に係る事業(国定公園外において行われる自然再生施設の整備事業であって、平成18年度以前からの継続事業であるもの)

番号	公園名・ 国指定鳥獣保護区名	事業名	事業箇所	事業主体	(参考)全体事業費	(参考)全体事業期間 開始年度 終了年度	交付対象事業費	(参考)うち都道府県費	(参考)うち市町村費	(参考)交付対象事業費の年次配分				
										1年目(28年度)	2年目(29年度)	3年目(30年度)	4年目(31年度)	5年目(2年度)
					0			0	0	0	0	0	0	0

3 長距離自然歩道に係る事業(国立公園及び国定公園内の事業は除く)

番号	長距離自然歩道名	事業名	事業箇所	事業主体	(参考)全体事業費	(参考)全体事業期間 開始年度 終了年度	交付対象事業費	(参考)うち都道府県費	(参考)うち市町村費	(参考)交付対象事業費の年次配分					
										1年目(28年度)	2年目(29年度)	3年目(30年度)	4年目(31年度)	5年目(2年度)	
3-2	東海自然歩道	東海自然歩道整備事業	亀山市(かめやまし)	三重県	6,623	R2	R2	6,623	3,643						6,623
3-3	東海自然歩道	東海自然歩道整備事業	亀山市(かめやまし)	三重県	35,000	H30	H30	35,000	19,250					35,000	
3-7	東海自然歩道	東海自然歩道整備事業	鈴鹿市(すずかし)	三重県	1,315	R2	R2	1,315	724						1,315
3-8	近畿自然歩道	近畿自然歩道整備事業	大紀町(たいきちょう)	三重県	3,000	R2	R2	3,000	1,650						3,000
3-9	近畿自然歩道	近畿自然歩道整備事業	熊野市(くまのし)	三重県	5,830	R2	R2	5,830	3,207						5,830
3-10	近畿自然歩道	近畿自然歩道整備事業	伊勢市(いせし)	三重県	200	R2	R2	200	110						200
3-11	近畿自然歩道	近畿自然歩道整備事業	伊勢市(いせし)	三重県	200	R2	R2	200	110						200
					52,168			52,168	28,694	0	0	0	35,000	0	17,168

4 合計

番号	事業名	事業箇所	事業主体	(参考)全体事業費	(参考)全体事業期間 開始年度 終了年度	交付対象事業費	(参考)うち都道府県費	(参考)うち市町村費	(参考)交付対象事業費の年次配分					
									1年目(28年度)	2年目(29年度)	3年目(30年度)	4年目(31年度)	5年目(32年度)	
				97,290			97,290	53,512	0	0	0	43,300	0	53,990

交付対象事業等一覧表(2)

I 交付対象事業(参考)

1 国定公園に係る事業(生態系維持回復事業を含む)

番号	公園名	事業名	事業概要	新規・再整備	既存施設の有無	既存施設の概要	整備年度	国庫補助の有無	交付対象事業の適合
1-3	鈴鹿国定公園	東海自然歩道整備事業	公衆便所2棟(バリアフリー化)、歩道整備30m(路側積工等新設) 歩道整備50m(歩道舗装)、階段工165段	再整備	○	東海自然歩道(NO.8)(公衆便所2棟、歩道崩壊)	S45~47 H4~5	○	○
1-4	鈴鹿国定公園	東海自然歩道整備事業	歩道整備12m、排水工1箇所(階段工改修、横断暗渠取替等)	再整備	○	東海自然歩道(NO.14)(歩道路肩崩落、横断工損壊)	S45~47	○	○
1-5	室生赤目青山国定公園	東海自然歩道整備事業	歩道橋整備1基(木橋付替等)	再整備	○	東海自然歩道(NO.19)(木橋1基落橋)	H3	○	○
1-6	室生赤目青山国定公園	青山高原園地整備事業	休憩所1棟、公衆便所1棟(屋根・床、便房等改修)	再整備	○	休憩所1棟、公衆便所1基(施設老朽化)	H8、S60	○	○
1-7	室生赤目青山国定公園	東海自然歩道整備事業	歩道整備23m(路側積工等新設)	再整備	○	東海自然歩道(NO.22)(歩道崩壊)	S45~47	○	○
1-8	鈴鹿国定公園	東海自然歩道整備事業	標識1基(付替)	再整備	○	東海自然歩道(NO.10)(標識1基)	S62	○	○
1-9	室生赤目青山国定公園	東海自然歩道整備事業	木橋1箇所、標識1基、路面等1式	再整備	○	東海自然歩道(NO.19)(木橋1、路面、標識)	S61	○	○
1-10	室生赤目青山国定公園	香落渓園地整備事業	転落防護柵改修 25.5m	再整備	○	転落防護柵(施設老朽化)	H9	○	○
1-11	鈴鹿国定公園	藤原岳登山線整備事業	転落防護柵改修 118m	再整備	○	転落防護柵(施設老朽化)	H13	○	○

2 国指定鳥獣保護区に係る事業(国定公園外において行われる自然再生施設の整備事業であつて、平成18年度以前からの継続事業であるもの)

番号	公園名・国指定鳥獣保護区名	事業名	事業概要	新規・再整備	既存施設の有無	既存施設の概要	整備年度	国庫補助の有無	交付対象事業の適合

3 長距離自然歩道に係る事業(国立公園及び国定公園内の事業は除く)

番号	長距離自然歩道名	事業名	事業概要	新規・再整備	既存施設の有無	既存施設の概要	整備年度	国庫補助の有無	交付対象事業の適合
3-2	東海自然歩道	東海自然歩道整備事業	歩道橋1基、歩道整備20箇所(歩道橋取付工、階段工等改修)	再整備	○	東海自然歩道(NO.14)(歩道橋取付工1基、階段工老朽化)	S45~47	○	○
3-3	東海自然歩道	東海自然歩道整備事業	歩道整備14箇所(路側積工、階段工、木橋等改修)	再整備	○	東海自然歩道(NO.15)(歩道崩壊)	S45~47	○	○
3-7	東海自然歩道	東海自然歩道整備事業	標識5基(付替)	再整備	○	東海自然歩道(NO.10)(標識5基)	S62	○	○
3-8	近畿自然歩道	近畿自然歩道整備事業	木橋1基	再整備	○	近畿自然歩道(NO.27)(木橋1基)	H12	○	○
3-9	近畿自然歩道	近畿自然歩道整備事業	休憩所1棟	再整備	○	近畿自然歩道(NO.34)(休憩所1棟)	H9	○	○
3-10	近畿自然歩道	近畿自然歩道整備事業	標識1基(付替)	再整備	○	近畿自然歩道(NO.8)(標識1基)	H13	○	○
3-11	近畿自然歩道	近畿自然歩道整備事業	標識1基(付替)	再整備	○	近畿自然歩道(NO.10)(標識1基)	H12	○	○

(参考)自然環境整備計画(三重県)の概要図

個別地域	三重県(鈴鹿国定公園、室生赤目青山国定公園、東海自然歩道、近畿自然歩道)	所在地	コモノチヨウ カメヤマシ スズカシ イガシ ナバニシ タイキチヨウ クマノシ イハラシ 菰野町、亀山市、鈴鹿市、伊賀市、名張市、大紀町、熊野市、いなべ市、伊勢市
------	--------------------------------------	-----	---

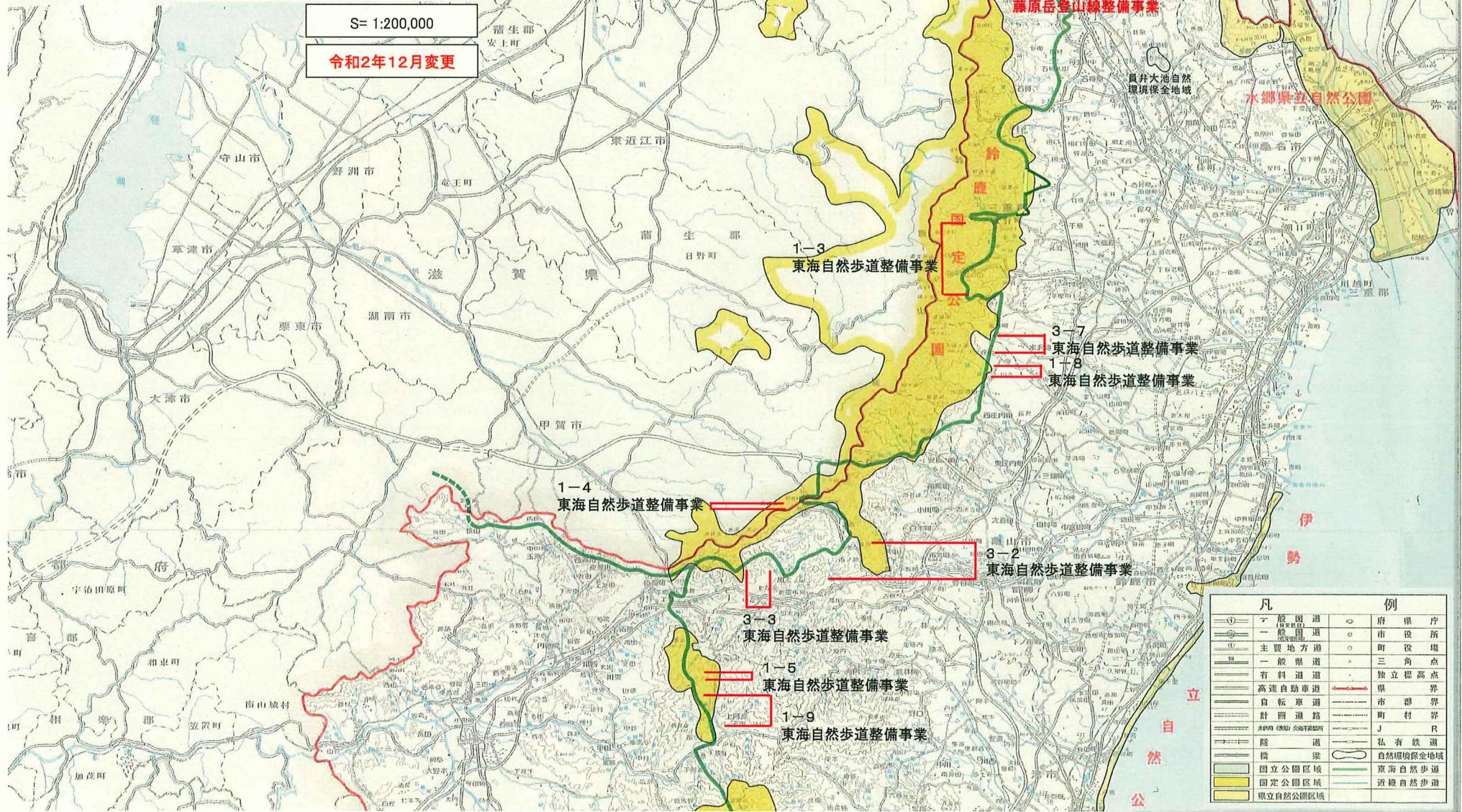
※ 対象地域の図面を添付すること。

別添のとおり

三重県 自然環境整備計画 【概要図】

S= 1:200,000

令和2年12月変更



三重県
自然環境整備計画
【概要図】



S= 1:200,000

令和2年12月変更

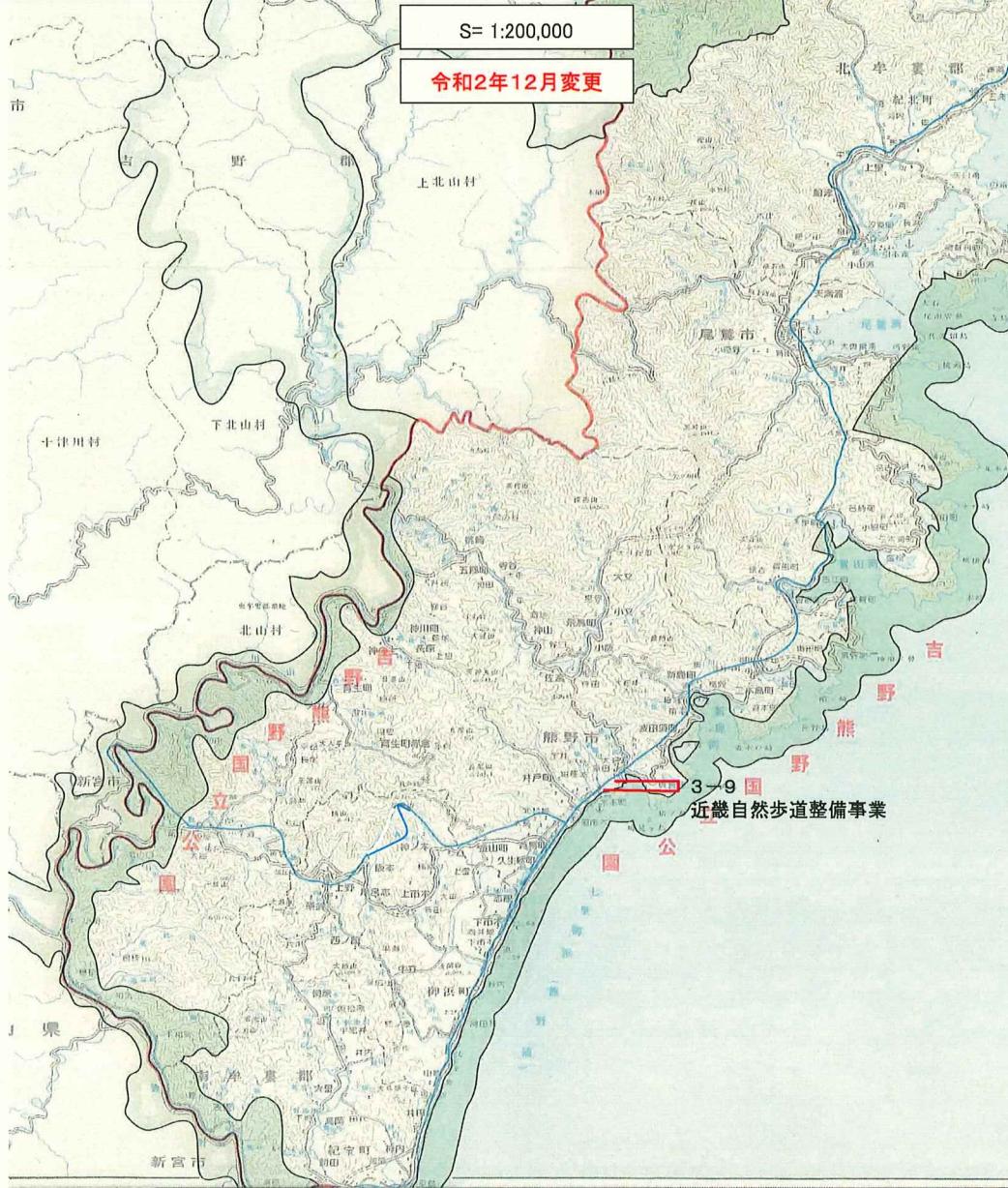


凡例	
① 一般国道	府県界
② 一般県道	市役所
③ 一般郷道	町役場
(1) 主要地方道	三角点
一 般 県 道	独立標高点
有 料 道 道	・
高速自動車道	県界
自転車道	市界
計画道路	郡界
私鉄(鉄道、支線等)	町村界
隧道	J R
橋	私有鐵道
國立公園区域	自然環境保全地域
国定公園区域	東海自然歩道
県立自然公園区域	近畿自然歩道

三重県 自然環境整備計画 【概要図】

S= 1:200,000

令和2年12月変更



近畿自然歩道整備事業

3-8

N

島勝浦自然環境保全地域

凡	例
一般国道	府県庁
一般国道	市役所
主要地方道	町役場
一般県道	三角点
有料道路	独立標高点
高速自動車道	県界
自転車道	市郡界
計画道路	町村界
立川市立公園	J R
隣道	私有地
橋	自然環境保育地域
国立公園区域	東海自然歩道
国定公園区域	近畿自然歩道
県立自然公園区域	

自然環境整備計画事前評価チェックシート

都道府県名	三重県	計画期間	平成 28 年度～令和 2 年度	
個別地域名	三重県（鈴鹿国定公園、室生赤目青山国定公園、東海自然歩道、近畿自然歩道）	評価年度	令和 2 年度	チェック欄
1 必要性	事業区域の自然環境、施設整備の現状及び利用の動向等から、事業を実施する必要が認められる。			
★ (1)	(2) 上位計画との整合性が確保されている。			
★ (2)	(3) 自然環境整備交付金取扱要領の 1 に定める交付対象事業等である。			
2 有効性				
★ (1) 公園等の利用	自然体験活動や自然環境学習の場として活用するための整備である。			
①	(2) 適正な利用への誘導のための整備である。			
②	(3) 利用環境の向上、安全性の向上のための整備である。			
③	(4) 質の高い、魅力ある景観づくりのための整備である。			
④	(5) 全ての人が楽しめるようユニバーサルデザイン等を考慮している。			
⑤	(6) 國際的な保護地を活用するための整備である。			
(2) 公園等の保護	生物多様性の確保や自然環境の保全等のための整備である。			
★ (1) 公園等の保護	① 地域に固有の生態系を確保するための整備である。絶滅のおそれのある野生生物の生息・生育環境を保全するための整備である。			
②	(3) 地域に固有の風景を保護するための整備である。			
③	(4) モニタリング計画が策定されている。			
④	(5) 科学的知見に基づく順応的取り組みや計画を評価する体制が整っている。			
⑤	(6) 國際的な保護地を保全するための整備である。			
(2) 公園等の利用	自然体験活動や自然環境学習の場として活用するための整備である。			
3 効率性				
★ (1) 効率性	(2) 経済性			
(1)	(2) 長寿命化やコストの削減に努めるなど経済性に配慮している。			
(3)	(3) 自然環境等への配慮			
	自然環境や地球環境に対し、以下のような配慮をした事業である。 ・整備による風景への影響を最小限とするよう配慮 ・省エネの推進や再生エネルギーの活用 ・地域材等の天然材料等、生態系に配慮した資材の利用 ・外来種の持ち込み対策等に対する施工上の配慮 ・木材を利用する場合に間伐材を使用 ・廃棄物が発生する場合にリサイクル等を推進			
(4) その他				
①	(1) 関係機関や地域との合意が形成されている。			
②	(2) 整備完了後適切に維持管理が実施される予定である。			
③	(3) 事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなつている。			

(★は必須事項)